

令和2年12月23日

ゆうちょ銀行の新規業務等にかかる認可申請について

一般社団法人 全国信用組合中央協会
会 長 渡 邊 武

本日、ゆうちょ銀行から、郵政民営化法にもとづき住宅ローン業務(フラット35)の直接取扱い、保証業務を行う子会社の保有など、新規業務等にかかる認可申請をおこなった旨が公表されました。

私どもはかねてより、ゆうちょ銀行が新規業務等に参入するに当たっては、まずは完全民営化への道筋が具体的に示され、その確実な実行が担保されることが最低限必要であり、その公正な競争条件の確保の下で総合的に判断されるべきと主張してまいりました。

しかしながら現状においては、ゆうちょ銀行の完全民営化に向けた具体的な道筋は依然として示されておらず、ゆうちょ銀行と民間金融機関との公正な競争条件が確保されていない状況が続いております。

かかる状況にあって、ゆうちょ銀行の新規業務等への参入は認められるべきではないと考えます。

さらに、今般の新型コロナウイルス感染症拡大への対応に際し、民間金融機関においては、取引先の資金繰り支援をはじめとして、既存融資の条件変更や経営改善支援、売上増加支援等、取引先支援に全力で取り組んできております。こうした中でのゆうちょ銀行の新規業務等の拡大は、これまでの民間金融機関との協調関係を損なうのみならず、民間金融機関の営業並びに収益基盤に大きな打撃を与えることにもなりかねません。

このような状況を踏まえ、今回の新規業務等の是非については、郵政民営化法の基本理念に則り、極めて慎重に検討されることを強く要望します。

以 上